

解説

推進工事技士

浜松市における 推進工事技士資格制度の活用 推進工事の安全性や品質確保には必要不可欠



まぶち かつみ
馬渕 勝巳

浜松市上下水道部下水道工事課
副技監・設計グループ長

1 はじめに

豊かな自然に囲まれた浜松市は、北は赤石山系、西は浜名湖、東は天竜川そして南は遠州灘と、四方を異なる環境に囲まれ、この多様な自然が織り成す美しい風景は、数々の景勝地を生みだしています。

本市の下水道は、昭和34年に認可を取得し、昭和41年に主要幹線の整備とともに中部浄化センターの通水が開始され、公共下水道による下水処理の第一歩を踏み出しました。その後、産業経済の発展と市域の拡大による人口増加や生活の向上に伴い、段階的に事業を拡張し、平成17年の12市町村の合併により、11処理区、10箇所の終末処理場を有する公共下水道がスタートし、平成23年度末における下水道普及率は78.6%となっています。

2 施工状況と推進技術

平成23年度事業により施工した本市の下水道管きょ延長は、約20kmで、このうち推進工法を採用したのは2.1km（約10%）となっています。近年の推進技術は、長距離化や急曲線、適用土質といった、様々な施工条件下におい

ても対応できるよう技術開発が進み、さらに、コストの縮減や環境への改善、工期短縮といった設計および施工の効率化も図られるようになってきています。本市でも、「地下埋設物が輻輳している道路」や「交通量の多い道路」など、作業環境が厳しい条件下にある地域に対しては、このような推進技術が取り入れられる場面が多くなってきています。

3 推進工事技士資格制度を入札参加要件へ導入した経緯

本市が発注する推進工事については、通常の入札参加資格要件である監理技術者の専任配置と、その他の資格要件として、平成18年度から「推進工事技士を元請として施工現場に専任で配置できる者であること。（主任（監理）技術者との兼任を認める）」としました。これは、平成17年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施工され、第十一条に、「発注者は、契約の競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該工事に配置が予定される技術者の経験その他参加者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。」とされています。推進工事は、通

常の土木施工監理に加え、推進工法固有の専門的な技術と知識が必要であり、掘進中における土質変化、切羽状況等様々な施工条件の変化に対し、適正な施工を確保するには、瞬時かつ適切に対応しなければなりません。このようなことから、推進工事の品質確保を確実なものにするため、施工業者に専門の技術と知識を持った技術者の配置を求めるようにしました。

4 推進工事技士資格制度の活用にあたって

最近では工事の受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札が相次いでいます。これにより、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請会社や労働者へのしわ寄せ等による下水道工事の品質の低下が懸念されます。このようなことから、工事の安全性や品質を確保するためにも推進工事に関する専門的な技術や知識が重要であり、民間企業の高い技術力を有効に活用することが必要であると考えます。また、工事の契約においても、市内企業の技術力の向上、育成の観点から「推進工事技士」の資格制度の活用は、必要不可欠なものと考えています。